

【 検 査 】**8 5 7 小腸内視鏡検査「4」その他のもの（空腸経過観察時）の算定について****《令和8年8月31日》****○ 取扱い**

- ① 小腸病変がある場合の大腸内視鏡を経口的に使用した空腸経過観察時のD310小腸内視鏡検査「4」その他のものの算定は、原則として認められる。
- ② 小腸病変がない場合の大腸内視鏡を経口的に使用した空腸経過観察時のD310小腸内視鏡検査「4」その他のものの算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

小腸内視鏡は、経肛門的、経口的に内視鏡を挿入し小腸を観察する検査である。バルーン内視鏡によるもの、スパイラル内視鏡によるもの、カプセル内視鏡によるもの、既存の小腸スコープを使用するもの（その他のもの）があるが、大腸内視鏡の一部を用いた経口的挿入においても、近位の小腸疾患（空腸）の診断・治療は可能であり、小腸内視鏡検査「4」その他のもので算定することは妥当と考える。

以上のことから、小腸病変がある場合の大腸内視鏡を経口的に使用した空腸経過観察時のD310小腸内視鏡検査「4」その他のものの算定は、原則として認められると判断した。

一方、小腸病変がない場合においては、医学的な有用性はないことから、原則として認められないと判断した。